

【23 解説文】 小学補助金遣払二付伺（明治十年：一八七七）〈A〉

（表紙）

「明治十年中
官省御指令本書

（朱印）

「永年保存 第五課」

（朱書）

「学第五十七号」

学務

小学補助金遣払之義二付伺

〈小学補助金遣（つか）い払いの義に付伺い〉

本県師範学校之義ハ、昨明治九年十月前橋

〈本県師範学校の義は、昨明治九年十月前橋〉

移庁之際、之二充ツヘキ校舍ナキヲ以テ、当時既ニ

〈移庁の際、これに充（あ）つべき校舍なきを以（もつ）て、当時既に〉

開申候通、龍海院ノ堂宇ヲ仮用シ、教場

〈開き申し候通り、龍海院の堂宇（どうう）を仮用し、教場〉

ヲ開設候得共、其造構ノ適當セザルハ勿論、授

〈を開設候えども、其（そ）の造り構えの適當せざるは勿論（もちろん）、授〉

業上ノ不都合不レ尠、素ヨリ一時補急ノ義ニ候

〈業上の不都合尠（すくな）からず、素（もと）より一時補急の義に候〉

得ハ、這回覺舎建築ノ土木ヲ起シ可レ申ニ

〈えは、這回（このたび）覺舎（こうしや）建築の土木を起し申すべくに〉

決議仕候、然ルニ目今改租ノ業ニ際シ、民間臨

〈決議仕（つかまつ）り候、然（しか）るに目今（もっこん）改租の業に際し、

民間臨〉

時ノ費途夥シク、其勢ヒ校舍築造経費

〈時の費途（ひと）夥（おびただ）しく、其の勢い校舍築造経費〉

支出ニ難レ堪情実モ有レ之候ニ付、其費用ハ

〈支出に堪え難（がた）き情実（じょうじつ）もこれ有り候に付、其の費用は〉

専ラ有志輩ノ寄附金及師範学校定

〈専（もっぱ）ら有志輩（ともがら）の寄附金及び師範学校定〉

額金ヲ以シ、御省御配付師範学校補助金

〈額金を以てし、御省御配付師範学校補助金〉

ヲ以テ之ヲ助ケ、尚幾分歟不足ノ分ハ小学補助

〈を以てこれを助け、尚(なお)幾分歟(か)不足の分は小学補助〉

金ヲ以テ補充致度、尤小学補助金ヲ以テ該

〈金を以て補充致し度、尤(もつと)も小学補助金を以て該〉

費ニ充ルハ、其当ヲ得サルカ如ク候得共、闔管小

〈費に充つるは、其の当を得ざるが如く候えども、闔管(こうかん)小〉

学教員ヲ養成スルニ於テハ、到底小学補助

〈学教員を養成するに於いては、到底小学補助〉

ノ本旨ヲ失ヒ候義ハ無レ之ト思量仕候、且前頭

〈の本旨を失い候義はこれ無しと思量(しりょう)仕り候、且(か)つ前頭〉

不レ得レ已次第御参酌、至急御許可有レ之度、此段

〈已(や)むを得ざる次第御参酌(さんしゃく)、至急御許可これ有り度、

此(こ)の段〉

相伺候也

〈相伺候也〉

明治十年十月八日

群馬県令楫取素彦代理

群馬県大書記官 岸良俊介印

文部大輔 田中不二麿殿

(朱書)

「書面師範学校新築費用、小学補助

〈書面師範学校新築費用、小学補助〉

金之内ヲ以、金貳千五百円遣払之儀、

〈金の内を以て、金貳千五百円遣い払いの儀〉

事実無二余儀一相聞候二付、聞届候事

〈事実余儀(よぎ)無く相聞こえ候に付、聞き届け候事〉

明治十年十一月十六日印 (文部大輔田中不二麿之印)